

傷病手当金申請書についての 取り扱い変更のご案内

おりたメンタルクリニック
院長 織田宗太郎

平素より大変お世話になっております。

令和3年3月1日より傷病手当金申請書について、下記の通り一部取り扱いを変更させていただきますので、ご連絡致します。

1. 郵送の場合、申請期間締日から1週間以内の発送となります
2. “当院でのお預かり”や“郵送での対応”の場合、文書管理料が加算されます

変更点 1.について

これまで傷病手当金申請書については、郵送希望の方は当院でお預かりし、請求期間の締日から遅くとも数日以内に発送するように心がけておりました。しかしながら曜日の関係や郵便の遅れなどにより、ご指定された日に届かずクレームにつながるケースもございました。

そのため、当院でお預かり分の傷病手当金申請書の郵送については、「手当金請求期間の締日から1週間以内に発送」と、対応を統一させていただきます。到着期限のご指定については承れませんのでよろしくお願い致します。どうしても指定の日に必要な場合にはご連絡いただき、診療時間内に当院までお受取りに来ていただきますようお願い致します。

また住所変更などの連絡漏れから、届かずに帰ってくるケースも時々あり、これまで通り返信用の封筒のご準備も引き続きお願い致します。

変更点 2.について

“当院でのお預かり”や“郵送でのやり取り”をご希望の場合、今後「文書管理料」として 1通につき 1000 円お会計に加算されます。診察の有無に関わらず、ご本人やご家族の方が直接来院されて“持参→記載→お渡し”の場合、上記加算はありません。特段の事情がない場合は、上記加算のない「ご来院での記載依頼」をお勧め致します。

令和3年3月1日以降、上記の対応とさせていただきます。2月末日の締め分まではこれまで通りの対応とさせて頂き、加算もございませんのでご安心ください。

ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。